

■労災・自賠償のレセプト及び請求書改元対応について

1. 対応時期（パッチ提供）

平成31年4月23日（火）（予定）

2. レセプト及び請求書改元対応について

（1）労災レセプト（短期給付、傷病年金、アフターケア）

【OCR専用様式】

- ・新帳票の改元対応を行います。現行帳票の改元対応は行いません。
- ・4月末パッチ適用後は新帳票のレセプト作成のみ可能とし、現行帳票のレセプト作成は不可とします。
- ・アフターケアについては新帳票はありませんので現行帳票の改元対応を行います。

※4月末パッチ適用後に作成可能な帳票種別

短期給付（入院）	帳票種別：34721（新帳票）
短期給付（外来）	帳票種別：34722（新帳票）
傷病年金（入院）	帳票種別：34723（新帳票）
傷病年金（外来）	帳票種別：34724（新帳票）
アフターケア	帳票種別：37702（現行帳票）

【確認様式】

- ・確認様式の改元対応は行いません。
- ・4月末パッチ適用後は確認様式のレセプト作成は不可とします。

※システム管理2005-「労災・自賠償」タブ-労災・様式選択を「1 確認様式」で設定していた場合、4月末パッチ適用後は様式選択を「0 OCR専用様式」とします。今後、労災レセプトは「0 OCR専用様式」で作成される事となりますが、専用用紙で印刷する場合、労災・枠記載区分を「0 枠を記載しない」で設定する必要がありますので労災・枠記載区分の設定について再確認をお願いします。

（2）労災レセプト（公務災害）

新帳票はありませんので現行帳票の改元対応を行います。

（3）労災診療費請求書及びアフターケア委託費請求書

【OCR専用様式】

- ・新帳票の改元対応を行います。現行帳票の改元対応は行いません。
- ・4月末パッチ適用後は新帳票の請求書作成のみ可能とし、現行帳票の請求書作成は不可とします。
- ・アフターケアについては新帳票はありませんので現行帳票の改元対応を行います。

※4月末パッチ適用後に作成可能な帳票種別

労災診療費請求書	帳票種別：34720（新帳票）
アフターケア委託費請求書	帳票種別：37700（現行帳票）

【確認様式】

- ・ 確認様式の改元対応は行いません。
 - ・ 4月末パッチ適用後は確認様式の請求書作成は不可とします。
- ※システム管理 2005－「総括表」タブー様式選択を「1 確認様式」で設定していた場合、4月末パッチ適用後は様式選択を「0 OCR専用様式」とします。
- 今後、請求書は「0 OCR専用様式」で作成される事となりますが、専用用紙で印刷する場合、枠記載区分を「0 枠を記載しない」で設定する必要がありますので枠記載区分の設定について再確認をお願いします。

(4) 自賠責レセプト（従来様式）

【旧様式】

- ・ 旧様式の改元対応は行いません。
 - ・ 4月末パッチ適用後は旧様式のレセプト作成は不可とします。
- ※システム管理 2005－「労災・自賠責」タブー自賠責・様式選択－従来様式を「0 旧様式」で設定していた場合、4月末パッチ適用後は様式選択を「1 平成19年4月改正様式」とします。

【平成19年4月改正様式】

新帳票はありませんので現行帳票の改元対応を行います。

(5) 自賠責レセプト（新様式）

【旧様式】

- ・ 旧様式の改元対応は行いません。
 - ・ 4月末パッチ適用後は旧様式のレセプト作成は不可とします。
- ※システム管理 2005－「労災・自賠責」タブー自賠責・様式選択－新様式を「0 旧様式」で設定していた場合、4月末パッチ適用後は様式選択を「2 OCR様式」とします。自賠責レセプト（新様式）を「1 平成19年4月改正様式」で作成したい場合は設定変更を行ってください。

【平成19年4月改正様式】

新帳票はありませんので現行帳票の改元対応を行います。

【OCR様式】

新帳票はありませんので現行帳票の改元対応を行います。

3. 労災レセプト（短期給付、傷病年金）及び労災診療費請求書の新帳票入手について
4月末パッチ適用後は、現行帳票のレセプト作成及び請求書作成を不可としますので、事前に新帳票を入手いただきますようよろしくお願いいたします。